

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低い（2020年3月31日現在1.42%）と考えており、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後は、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2】

現在、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低い（2020年3月31日現在1.42%）と考えており、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後は、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は監査等委員会設置会社で、独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、毎月開催される取締役会の開催時間前後で情報交換を行う等、独立社外取締役との密な連携体制を構築しております。現在、取締役の指名・報酬等に係る諮問委員会を設置してはおりませんが、これらについては、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定することとしており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】（政策保有株式）

当社は、取引先との関係強化が当社グループの事業拡大に資すると見込まれる場合、保有意義及び経済合理性について十分に審議検討の上、上場会社の株式を保有することとしております。保有している上場会社の株式については、当該上場会社の事業の状況や財務状態の検証を定期的に行い、保有の継続の適否に関する決定を行ってまいります。当該上場会社の株式に係る議決権行使に当たっては、各議案の内容を十分に検討した上で、当該上場会社の中長期的な企業価値向上及び株主価値向上に資するかどうかを判断して行使することといたします。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当社が、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引について事前に取締役会及び監査等委員会の承認を得ることとしております。また、そうした取引を実施した後は速やかに取締役会及び監査等委員会に報告し、当該取引に係る重要な事実を適切に開示いたします。

【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社では、企業年金の運用は行っておりません。一方で、従業員の安定的な資産形成に資する福利厚生制度の一貫として企業型確定拠出年金制度を導入しております。当該制度の運用に伴うリターン及びリスクは従業員が供するものであり、当社には運用のリスクは生じません。

【原則3-1】（情報開示の充実）

(1) 当社は、経営の意思決定の透明性を確保する観点から、その基準となる経営理念やビジョン、中期経営計画を当社WEBサイトに公開しております。

≫ 経営理念・ビジョン <https://www.seikoh-giken.co.jp/company/phiro.html>

≫ 中期経営計画 https://www.seikoh-giken.co.jp/irinfo/briefing_b.html

(2) 当社は、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレートガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

(3) 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く）の報酬は、固定報酬、単年度業績に連動する報酬、中長期的な業績に連動する株式報酬の3種類で構成しており、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定する方針です。取締役個々の報酬額は、役位や職務内容、業績貢献度等を考慮し、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定することとしております。

非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の個々の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

(4) 当社は、取締役（監査等委員を含む）が、取締役会に上程される各議案の妥当性やリスクを様々な側面から審議・検討し、当社の継続的な企業価値向上に資する意思決定を迅速かつ果敢に行うことができるよう、取締役規程において取締役の選出基準を次の通り設けております。

1. 経営者として高い倫理観と誠実性をもっていること
2. 強い探究心と精神的独立性をもっていること
3. 企業経営に係る実践的な見識と幅広い判断能力をもっていること
4. 取締役会メンバーの能力・経験と相互補完的にバランスがとれること

こうした基準に則して取締役候補者を選出する際には、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定いたします。

また、取締役が前述の選出基準から明らかに逸脱する状態となった場合のほか、法令・定款に対する違反行為、健康上の理由により職務の継続が困難になった場合等、解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で審議の上、株主総会に解任議案を上程いたします。

(5) 当社は、取締役候補者の選任理由及び取締役の解任理由を、株主総会招集通知に記載して開示いたします。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令に規定する事項および取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項（取締役会規程別表1に規定）を決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた業務分掌・職務権限規程に基づき、業務執行取締役や部長等の経営陣にその決定を委任しております。

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たすことのできる資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上選任することとしております。現状は9名の取締役のうち4名が独立社外取締役であり、その割合は3分の1以上となっており、十分な体制が構築されているものと考えております。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社は、取締役会において、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる独立社外取締役を選任することができるよう、独立社外取締役の当社からの独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。この判断基準は、有価証券報告書に開示しております。

1. 当社又は当社の子会社の業務執行者ではないこと
2. 当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与でないこと
3. 当該社外取締役個人、又は当該社外取締役が代表を務める又は所属している法人の総収入額に占める当社からの役員報酬以外の収入額が30%を超えていないこと
4. 当該社外取締役が代表を務める又は所属している法人に対する当社の売上高が、当社単体の総売上高に対して10%を超えていないこと
5. 当該社外取締役がコンサルタント、会計専門家、法律専門家である場合、当社から当該社外取締役に支払う役員報酬以外のフィーが年間1,000万円以内であり、かつ3.又は4.に該当していないこと
6. 自己又は他人の名義をもって当社の総議決権の10%以上に相当する株式を保有していないこと

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である12名（取締役（監査等委員を除く）7名、監査等委員である取締役5名）以内であることを前提とします。取締役候補者の決定に際しては、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、専門性に配慮しながら、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保いたします。また当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会で定めた当社の独立性判断基準を満たす独立性のある社外取締役を複数名選任することとしております。

【補充原則4-11-2】

取締役は、取締役会に出席し、また、当社の事業内容等を把握するために必要な時間を確保することが求められることから、当社のほかに3社を超える上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）を兼職しないことが望ましいと考えております。また、当社の取締役が当社以外の上場企業の役員を兼任している場合は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書に記載して開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、毎年、各取締役に対して質問票によるアンケートを行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。分析・評価の結果の概要については、定時株主総会招集通知に記載して開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供していく方針であります。
取締役就任時には、業務執行取締役や各事業の責任者が、事業内容や事業環境、経営戦略等を説明するほか、関連会社の訪問等を通じて当社グループに係る理解を深めます。
就任後においても、会社経営上の重要な意思決定に必要な広範な知識や、業務遂行上求められる知識の習得のために、外部研修への参加や外部の専門家を講師とする研修の機会を設け、必要な費用は会社が負担する等の支援を行います。

【原則5-1】（株主との建設的な対話に関する方針）

当社のIR活動は管理部が行っておりますが、投資家説明会や機関投資家とのワンオンワンミーティングは、株主や投資家の意向を踏まえた上で、代表取締役社長が適宜対応しております。一般の株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。こうしたIR活動の状況は必要に応じて取締役会に報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野 昌利	871,000	9.45
有限会社 高志	654,400	7.10
木村 保	593,200	6.44
有限会社 光研	583,500	6.33
細江 由紀子	432,500	4.69
都丸 由美子	430,500	4.67
上野 淳	339,900	3.69

吉田 智恵	339,000	3.68
高橋 藤子	271,600	2.95
細江 一稀	259,000	2.81

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大久保 勝彦	他の会社の出身者								△			
谷田貝 豊彦	学者											○
三好 徹	弁護士											○
相場 俊夫	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大久保 勝彦		○	株式会社大久保技術経営事務所 代表取締役 当社独立役員	業務執行の監督機能を強化するとともに、取締役会の活性化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。
谷田貝 豊彦		○	筑波大学 名誉教授 宇都宮大学 名誉教授、特任教授 当社独立役員	業務執行の監督機能を強化するとともに、取締役会の活性化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。

三好 徹	○	○	三好総合法律事務所 所長 当社独立役員	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を客観的な立場から監視する監査機能の強化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。
相場 俊夫	○	○	有限会社オーシーエムコンサルタント 代表取締役 当社独立役員	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を客観的な立場から監視する監査機能の強化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を設置することで、取締役会のほか社内の重要会議への出席等により、十分な監査及び経営監視ができる体制が整っていると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査の実施過程について適宜報告を求めるとともに、監査効率の向上を図っております。これらの監査により不備等が確認された場合は、内部統制部門である管理部がその是正・監督を実施し、内部統制を評価しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての要件を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、単年度業績連動報酬制度とともに、中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

前事業年度において取締役10名に対して支払った報酬総額は171,207千円であり、そのうち社外取締役4名に対する報酬総額は10,650千円であります。
なお、当該報酬総額には、業績連動型株式報酬に係る役員株式給付引当金繰入額29,682千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 [原則3-1] (情報開示の充実) (3) をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションや担当者は設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 取締役

監査等委員である取締役を含め、9名の取締役で構成されております。監査等委員である取締役を除く取締役は6名で、このうち2名が社外取締役であります。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの方向性や目標等の経営に関する重要事項、その他法令で定められた事項等を決定する機関として活発な議論を行っております。なお、社外取締役は、独立性を有し、公平中立な視点で業務執行の監督機能を強化するとともに、取締役会の活性化に貢献しております。

2. 監査等委員会

現在3名の監査等委員で構成され、このうち2名が社外取締役であります。監査等委員は、業務執行取締役の職務執行状況を厳しく監視するほか、内部監査室や会計監査人との連携を図り、業務執行の適法性に関するチェックや財産状況の確認等を行っております。

3. 内部統制システム

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス管理規程を定めるほか、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、活動を行っております。また、コンプライアンス担当役員を定め、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動活動状況を取締役会に報告することとしております。さらに、当社グループの役職員が職場や業務の中で重大なコンプライアンス違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自律的な解決が難しい状況が発生した場合に備えて内部通報規程を定めており、企業リスクに繋がるコンプライアンス違反の抑制・防止に努めております。

4. 内部監査及び監査等委員会の監査

内部管理体制の強化のために社長直属の内部監査室を設け、定期的又は臨時に厳正な内部監査を実施し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、効率性及び経営資料の正確性、妥当性を検討、評価しております。また、すべての監査等委員は取締役会に出席し、経営の意思決定における妥当性、適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、常勤監査等委員は社内で行われる各種の会議に適宜出席するほか、必要に応じてその議事録を閲覧し、経営監視機能の強化を図っております。

5. 会計監査

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任、監査契約を締結しており、前連結会計年度において監査業務を執行した公認会計士及び補助者の状況は次のとおりであります。

(1) 監査業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 平野 満

指定有限責任社員 業務執行社員 森田 浩之

(2) 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 4名

その他 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の開催日については集中日を避け、約1週間程度早く開催することを通例としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、1年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算発表後は速やかに、同決算に関するIR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内にIR担当を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001認証を取得しており、社会を構成する一員として地球環境の保護に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。

「すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を提供し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。」

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。

情報の管理については、情報セキュリティ基本方針に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

4 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行うため、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を原則として毎月1回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとする。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、代表取締役社長と各部門責任者が毎月1回行う部門ミーティングや、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

5 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当役員を定める。コンプライアンス担当役員は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

6 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

7 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査等委員会の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うこととする。

9 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。

- 1 稟議書、会議議事録、契約書
- 2 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- 3 毎月の経営状況として重要な事項
- 4 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- 5 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
- 6 その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 当社の使用人は、前項2又は5に関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会にこれを直接報告できるものとする。

(3) 当社グループの役職員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(4) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行うこととする。

(5) 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員に対して報告する。

(6) 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

10 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11 その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後とも、当社及び子会社から成る当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするための施策を展開し、法令順守、リスク管理などにつき実情をタイムリーに把握し、必要な対応策を迅速に行うことができる体制をつくることにより、一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

株式会社精工技研 コーポレートガバナンス体制図

